

岐阜県公報

第千八百四十四号
平成十九年五月十五日
(火曜日)

目次

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課) 三七五^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三七六

高山都市計画道路事業の認可

(街路公園課) 三七六

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 三七七

政治団体の異動事項の公表

(同) 三七八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 三八一

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 三八二

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 三八二

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 三八三

公 示

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 三八三

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第一号(一)中「一〇〇人一日につき三〇、〇〇〇円」を「一人一日につき三〇〇円」に改め、同表一第二号(二)中「二百三十四万二千円」を「二百三十二万六千円」に改め、同表第三号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯の区分	
	一人世帯	二人世帯
夏季(四月から九月まで)	一七三〇〇円	二二、三〇〇円
	三、一八〇円	三、一八〇円
	三、一三〇円	三、一三〇円
	三、一三〇円	三、一三〇円
	三、一三〇円	三、一三〇円
	五人世帯	五人を超える世帯
	四九、八〇〇円に五人を超え一人増すごとに七、三〇〇円を加算した額	七五、九〇〇円

冬季(十月から三月まで)	二六、六〇〇円	三〇、〇〇〇円	五、六〇〇円	六、五〇〇円	七、六〇〇円	円に五人を超え一人増すごとに一〇、四〇〇円を加算した額
--------------	---------	---------	--------	--------	--------	-----------------------------

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人を超える世帯
夏季(四月から九月まで)	五、六〇〇円	七、六〇〇円	二、四〇〇円	三、八〇〇円	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円に五人を超え一人増すごとに二、四〇〇円を加算した額
冬季(十月から三月まで)	九、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、六〇〇円	二、〇〇〇円	二五、四〇〇円	二五、四〇〇円に五人を超え一人増すごとに三、三〇〇円を加算した額

別表第一八第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)(を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。別記第七号様式中「引渡された世帯」を「引渡された世帯」に、「事務(併給)世帯」を「世帯」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

告示

岐阜県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	養老島線	大垣市横曾根四丁目二四四番地先から四丁目一六六番地先まで	前	一〇・六	一〇三・五	
		同市同	後	一四・七	一〇三・五	

岐阜県告示第三百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

三 高山都市計画道路事業 三・五・十二号昭和中山線、三・五・七号国道4-1号線
事業施行期間
平成十九年五月十五日から
同 二十四年三月三十一日まで
事業地
四 四用の給分 岐阜県高山市在田本區一丁目及び二丁目並びに上田本區三丁目及び六丁目
四 四用の給分 岐阜県高山市在田本區一丁目及び二丁目並びに上田本區三丁目及び六丁目
四 四用の給分 岐阜県高山市在田本區一丁目及び二丁目並びに上田本區三丁目及び六丁目

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
とおり定める。

平成十九年五月十五日

岐阜県選挙管理委員会

総務部長 櫻 久 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県岐阜市第五支部	笠原 多見子	落合 高興	岐阜市長良 3 2	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
浅野常夫を育てる会	大橋 外良	浅野 裕次	安八郡輪之内町中郷新田429			
伊佐地秀次後援会	森島 力雄	左高 武史	関市春里町 2 3 2			
板津敏彦後援会	板津 光子	板津 敏彦	加茂郡富加町滝田1200			
岩垣かずひこ後援会	岩垣 和彦	中村 勝	高山市昭和町 1 258			
岐阜小泉あきお会	石川 一宣	松野 秀成	海津市南瀬町庭田744			
岐阜市政の発展、教育の再生を進める会	須田 真一	的矢 進一	岐阜市野一色 5 11 8			
久米ようじ後援会	高橋 一樹	山内 賢	土岐市泉町久尻577 8			
近藤勝美を育てる会	近藤 隆行	近藤 勝也	安八郡輪之内町里353			
酒井正司後援会	仙波 健一	小林 静弘	可児市鳩吹台 5 14			
桜井幸三を育てる会	桜井 幸三	桜井 孝子	関市緑町 2 6 16			
島谷満後援会	城 後 政治	吉 田 茂利	加茂郡坂祝町加茂山 2 9 3			

杉浦もりよし後援会	梶田正孝	松田英男	土岐市下石町337 7
杉山まさき後援会	杉山正樹	杉山茂樹	山県市高富635
住んどりたあまち・多治見をつくる会	水野敏秋	早川公司	多治見市小名田町1 19
近岡あきら会	近岡斌	近岡信子	揖斐郡池田町八幡2140
長江光則後援会	加藤半一郎	伊藤千尋	土岐市土岐津町土岐口2179 1
なかそね康人岐阜後援会	井上 悟	豊田雅孝	関市武芸川町谷口2311 1
中津川市民オンブズマン原昌男を励す会	高木金鶏	小 縣 吉郎	中津川市中津川3022 15
古田豊後援会	古田雅彦	小瀬木松雄	美濃市松森1006
まちづくり研究会	杉山利夫	杉山美智晴	岐阜市若竹町2 16
みなみしづこの風	小栗美砂	松本紫津子	土岐市泉町久尻32 7
南山宗之後援会	兼松智久	南山宗之	加茂郡坂祝町加茂山2 4 11
森書人を育てる会	森 喜人	林 治彦	郡上市高鷲町帖立1344
「やすだ京子とみどりの会談」	倉田みつる	吉田 修	安八郡輪之内町楡保698 1
米山みち後援会	米 山 実	米山楓郎	大垣市犬ヶ淵町99

岐阜県選挙管理委員会(岐阜県庁五十一号)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十二条一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたのにより、同法第七十二条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十九年五月十五日

岐阜県選挙管理委員会

秘書長 栗 久 子

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党糸貫町支部	代表者 主たる事務所所在地	出村宏行	瀬古孝雄
自由民主党揖斐郡支部	会計責任者	中川仁志	杉山豊年
自由民主党恵那市支部	代表者	加藤利徳	西尾直躬
自由民主党恵那市支部	代表者	渡辺公夫	谷口鈴男

自由民主党河合町支部	代表者	安 藤 幸 雄	植 松 康 祐	西 本 裕 二 川 良 彦
	主たる事務所の所在地	可児郡御嵩町中2414	可児郡御嵩町中998	各務原市蘇原持田町5
自由民主党岐阜県大垣市第十二支部	代表者	松 永 浩 司	後 藤 仁 彦	各務原市那加新加納町2082
	主たる事務所の所在地	飛騨市河合町元田2	飛騨市河合町角川1405	
自由民主党岐阜県自岐市第二支部	代表者	境 谷 育 斉	小 酒 井 春 彦	飯沼清後援会
	主たる事務所の所在地			飯沼清を励ます会
自由民主党岐阜県別置設計業支部	代表者	坂 田 道 男	服 部 尚 明	石神真を励ます会
	主たる事務所の所在地			伊神会
自由民主党岐阜県第一選挙区支部	代表者	田 中 青 美	竹 田 剛 志	板津敏彦後援会
	主たる事務所の所在地			市原良英後援会
自由民主党岐阜県自岐市第一選挙区支部	代表者	石 川 道 政	塚 本 保 夫	揖斐川町榎橋泰文後援会
	主たる事務所の所在地			今井誠後援会
自由民主党岐阜県自岐市第一選挙区支部	代表者	野 村 未 男	岩 谷 高 守	牛丸ひろかず後援会
	主たる事務所の所在地			大堀としのぶ後援会
自由民主党岐阜県自岐市第一選挙区支部	代表者	金子 俊 廣	岡 田 治 和	春日地区榎橋泰文後援会
	主たる事務所の所在地	高山市庄川町野々保60	高山市庄川町牧戸9	加藤真司後援会
自由民主党白川町支部	代表者	鈴 村 道 男	藤 井 貞 二	川島勝弘後援会
	主たる事務所の所在地			木野隆之を育てる会
自由民主党高山市支部	代表者	水 門 義 昭	針 山 順 一 朗	岐阜県柔道整復師連盟
	主たる事務所の所在地	加茂郡白川町黒川13252	加茂郡白川町黒川1055	岐阜県木材産業政治連盟
自由民主党根尾支部	代表者	宮 川 久 夫	中 野 治 郎	岐阜県木材団体連絡会議
	主たる事務所の所在地	本業市根尾東板屋668	本業市根尾板所389	久野やすおみを育てる会
自由民主党東白川村支部	代表者	安 江 利 英	服 田 順 次	
	主たる事務所の所在地			

K Y B 政治フォーラム	名 称	K Y B 政治フォーラム	カヤハ政治フォーラム	野田聖子後援会連 野合会野田北支部	会計責任者	小 森 邦 夫 松 久 忠 弘
幸福都市たじみを 創る会	主たる事務 所の所在地	多治見市白山町 1 60	多治見市本町 2 1 5	野田聖子後援会連 野合会野田支部	主たる事務 所の所在地	岐阜市栗野東 2 63 岐州市栗野東 3 208
坂内地区榑橋泰文 後援会	名 称	坂内地区榑橋泰文後援 会	坂内村榑橋泰文後援会	野田聖子後援会連 野合会榑橋支部	会計責任者	清 水 信 香 竹 中 敏 美
佐藤武彦後援会	主たる事務 所の所在地	美濃市上条 71 1	美濃市笠神 1013	野田聖子後援会連 野合会榑橋支部	会計責任者	伊 藤 信 行 林 智 香 美
	主たる事務 所の所在地	美濃市笠神 1013	美濃市上条 71 1	野田聖子後援会連 野合会木田支部	会計責任者	池 野 猛 森 中 正 治
佐藤ゆかり後援会	代 表 者	田 中 青 美	下 野 利 昭	野田聖子後援会連 野合会金華支部	会計責任者	加 藤 美 佐 子 田 中 正 治
	会計責任者	野 中 幸 市	竹 田 剛 志	野田聖子後援会連 野合会聖子渡支部	会計責任者	長 谷 川 良 子 鷲 見 中 正 治
渋谷桂一後援会	代 表 者	栗 田 龍 雄	伊 藤 勝 仁	野田聖子後援会連 野合会瀧山支部	会計責任者	川 嶋 勝 次 郎 小 森 昌 文
	主たる事務 所の所在地	不破郡関ヶ原町関ヶ原 553 2	不破郡関ヶ原町関ヶ原 3401 2	野田聖子後援会連 野合会サカビヤ支部	会計責任者	水 崎 徳 子 野 田 信 子
関ヶ原ふじつか守 後援会	主たる事務 所の所在地	不破郡関ヶ原町関ヶ原 3401 2	不破郡関ヶ原町関ヶ原 553 2	野田聖子後援会連 野合会長森西支部	会計責任者	水 崎 徳 子 中 村 滋 男
谷汲地区榑橋泰文 後援会	名 称	谷汲地区榑橋泰文後援 会	谷汲村榑橋泰文後援会	野田聖子後援会連 野合会長森西支部	会計責任者	水 崎 徳 子 中 村 滋 男
玉田和浩後援会	代 表 者	佐 藤 義 雄	堀 嘉 雄	野田聖子後援会連 野合会三聖支部	会計責任者	村 瀬 勝 吾 高 木 一 清
中西康治後援会	主たる事務 所の所在地	中津川市蛭川 2176 24	中津川市蛭川 2175 1	野田聖子後援会連 野合会三聖支部	会計責任者	石 樽 滋 安 田 安 田 一 清
	主たる事務 所の所在地	中津川市蛭川 2175 1	中津川市蛭川 2176 24	光る岐阜の会	会計責任者	境 谷 育 小 酒 井 春 彦
日本共産党岐阜市 後援会	会計責任者	鈴 木 勇 山 田 要 一	ひびの豊を育てる 会	福田かつよし後援 会	代 表 者	内 藤 藤 明 彦 本 間 修 平
日本薬業政治連盟 岐阜県支部	代 表 者	篠 田 祐 八 郎	福田かつよし後援 会	藤井孝男後援会同 志議員OBの会	代 表 者	常 富 重 重 治 関 谷 康 生
濃飛政治経済研究 会	代 表 者	村 瀬 恒 治	古川正和後援会	古川正和後援会	代 表 者	鈴 木 義 巳 高 井 節 夫
野田聖子後援会連 野合会厚見支部	会計責任者	伊 藤 武 彦 岩 田 鏡 二	堀正後援会	堀正後援会	代 表 者	古 川 陽 一 牧 野 清 太 夫
野田聖子後援会連 野合会市橋支部	会計責任者	小 川 一 雄 加 藤 春 雄	松井逸朗を育てる 会	松井逸朗を育てる 会	会計責任者	古 川 陽 一 安 部 昭 司
野田聖子後援会連 野合会岩滝支部	代 表 者	加 藤 正 幸 加 藤 俊 勝			代 表 者	宇 津 津 勝 利 加 藤 昭 司
	代 表 者	宮 浦 宣 司 白 井 郷 弘			代 表 者	松 葉 享 一 武 山 定 夫

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年五月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
杉山 利夫	岐阜市議会議員	まろつくり研究会	岐阜市若竹町2-10	杉山 利夫
杉山 正樹	岐阜市議会議員	岐阜市政の発展、教育の再生を進める会	岐阜市西園地635	杉山 正樹
須田 真	岐阜市議会議員		岐阜市野一色5-11-8	須田 真

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十九年五月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
室戸 英夫	むろと英夫を育てる会	公職の種類	北方町長	北方町議会議員
安田 孝司	安田たかし後援会	主たる事務所の所在地	羽島市上中町長間1559	羽島市上中町長間1560

公 示

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができ。

平成十九年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道
- 二 富加町特定環境保全公共下水道（富加処理区）
都市計画を定める土地の区域
- 三 都市計画図書において表示する区域
都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課、美濃加茂市水道部下水道課及び富加町産業建設課
- 四 縦覧期間
平成十九年五月十五日から
同 年五月二十九日まで

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成十九年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
美濃加茂都市計画道路
三・四・六号 塚原河渡線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び美濃加茂市建設部都市整備課
- 四 縦覧期間
平成十九年五月十五日から
同 年五月二十九日まで

平成十九年五月十五日印刷
平成十九年五月十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)